



振り向けば あそこにも ここにも 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【問いを変えると景色が変わる】

先日のこと、コンビニで「糖質オフ」「脂質オフ」「塩分控えめ」のお弁当を手に取りながら、ふと疑問が湧きました。健康を気にするあまり、本質的なことを見失っていないだろうか？これは経営にも通じる話だと思いました。マネジメントの父と呼ばれたドラッカーの名言に「重要なのは正しい答えを見つけるのではなく、正しい問いを探すことだ」があります。例えば「売り上げを伸ばすにはどうするか？」と考え、答えを探すことは大事です。けれどその前に「何のために売り上げを伸ばすのか？」という問いを立てるべきかもしれません。知人の社長は「求人広告の出し方」で悩み続けていました。でも本当の問いは「どんな人と働きたいか？」だったと気づき、会社のビジョンを言語化した途端、自然と共感する応募者が集まるようになったそうです。かつてスティーブ・ジョブズが「この製品は何ができるか？」ではなく「人々の生活をどのように変えるか？」と問いを立てたように、問いを変えるだけで物事の質が変わるのです。話は冒頭に戻りますが、コンビニで最終的に私が選んだのは、糖質オフでも脂質オフでも塩分控えめでもない、普通の鮭弁当でした。「午後からもうひと踏ん張りするには何を食べたらいいか？」と自分に問いかけた結果「好きなものを食べよう！」と思ったからです。健康でいることも大事。けれど「何を大事にしたいのか？」という問いを持つことの方がもっと大事だと気づきました。間違った問いへの正しい答えは、どれほど完璧でもまったく役に立ちません。正しい問いは、素晴らしい経営スキルといえそうですね。



だのは、糖質オフでも脂質オフでも塩分控えめでもない、普通の鮭弁当でした。「午後からもうひと踏ん張りするには何を食べたらいいか？」と自分に問いかけた結果「好きなものを食べよう！」と思ったからです。健康でいることも大事。けれど「何を大事にしたいのか？」という問いを持つことの方がもっと大事だと気づきました。間違った問いへの正しい答えは、どれほど完璧でもまったく役に立ちません。正しい問いは、素晴らしい経営スキルといえそうですね。

ナットク! 気になっていたあの言葉

今月の気になっていたあの言葉:【BRT (バス・ラピッド・トランジット)】

バスを基盤とした高速輸送システムを指す。連節バス、バス専用道、バスレーン等を組み合わせて大量輸送を可能にしている。日本各地で導入が進み、鉄道との相互接続強化、自動運転技術の導入、AIを活用した運行管理の効率化などが期待されているものの利用者の減少、運転手不足、導入コストの高さなどの課題もある。

トナリの本棚

【鏡面のエリクサー】

知念実希人が描く医療ミステリー。アニメやドラマ化された「天久鷹央の推理カルテシリーズ」の最新刊で、人気シリーズならではの魅力が凝縮された一冊です。



IWANEOFFICE

岩根事務所 | 有限会社熊本経営労務センター

〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯3-2-30
TEL 096-365-8801 FAX 096-365-8802
URL <https://iwaneeoffice.co.jp/>

メールマガジンも発行しています。
ご希望の方は、お気軽にご連絡ください！



ルトロク通信

R7.9月号

「ノスタルジー」は単なる過去への感傷ではありません。心理学研究によれば、懐かしい記憶は自己肯定感を高め、他者への共感力を増し、将来への希望を育む効果もあるそうです。過去の温かい感情によって現在の困難を乗り越えることができ、未来を前向きに想像するエネルギーにもなる。心の働きは奥深いものですね。

社労士がズバリ! 職場のQ&A

今月のQ&A:【義務化された熱中症対策の注意点について教えてください】

Q トマトをメインに野菜を栽培する農業法人を営んでいます。2025年6月から職場における熱中症対策が義務化されたと聞きました。夏場のトマト用ハウスの中は蒸し風呂状態となるので、その中での作業では事故がないように暑さ対策は十分配慮しています。今回の義務化で新たに注意すべき点を教えてください。
A 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の5倍から6倍高く、その原因のほとんどが「初期症状の放置」と「対応の遅れ」です。そのため熱中症の疑いがある労働者を「見つけて」「判断して」「対処する」ことが迅速に行えるように、あらかじめ体制の整備、手順の作成、関係者への周知を確実にしよう義務付けられました。貴社ですすでに対策は取られているとのことですが、義務化の理由を確認してこれまでの対策に「見つけて」「判断して」「対処する」内容が明確になっているかを確認してください。緊急連絡網や緊急搬送先の確認、連絡先や所在地等の把握を含めることも重要です。



もっとも有効活用 助成金

【65歳超雇用推進助成金】 （高齢者無期雇用転換コース）

<この助成金のポイント>
高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行うことを目的としており、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成するものです。

<支給要件>
「無期雇用転換計画の認定」「無期雇用転換計画の実施」によって実施した場合に受給することができます。この他にも支給対象の要件があります。
<支給額> (1適用事業所あたり10人まで)
対象労働者が10人の場合/300万円(中小企業事業主以外は230万円)
※支給要件などの詳細については、当事務所に「助成金の件で」とお気軽にお問い合わせください

主婦川柳 @ 奥さまの細道

孫たちへ
それが
最高の
投資先
「大好き」って
言われるのが
最高の配当なの

知って得まる知恵袋
輪ゴムの知恵袋。液だれしやすいボトルの口に輪ゴムを巻けば液だれ防止に。S字フックの先に何重か巻けば、掛けた物が滑り落ちるのを防げます。開いたままにしておきたいレシビ本や参考書に輪ゴムを挟めば、ページが勝手に閉じたり風でめくれたりを防げます。

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は12,263件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へ送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

【厚生労働省「中医協資料；医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

◆全国加重平均は1,118円、上昇額は過去最高

10月の改定に向けて議論されている最低賃金につい

て、令和7年8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

目安通りに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円で、全国加重平均の上昇額は63円（昨年度は51円）となります。これは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、引上げ率は6.0%（昨年度は5.1%）となります。

◆全都道府県で1,000円超えに

今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会や、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。今年度は、この目安通りに引上げが行われれば、すべての都道府県で最低賃金が1,000円を超えることとなります。

◆賃上げへの対応を

政府は、最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円にするという目標を掲げており、近年、最低賃金については大幅な引上げが実施されているところです。

企業が賃上げを実施できるような環境づくりのため、生産性向上の支援として、各種の助成金等の拡充や、経営支援の強化が見込まれます。企業においては、このような国の支援策も確認しつつ、今後も続く賃上げの波に向けて、自社における影響やその対策については十分に検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果

厚生労働省から、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果が、監督指導事例等とともに公表されました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

結果のポイントは下記のとおりです。厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うとしています。

◆監督指導結果のポイント

1. 監督指導の実施事業場：26,512事業場

26,512事業場に対し監督指導を実施し、21,495事業場（81.1%）で労働基準関係法令違反が認められた。

2. 主な違反内容（1.のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）

① 違法な時間外労働があったもの：11,230事業場（42.4%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5,464事業場（48.7%）

うち、月100時間を超えるもの：3,191事業場（28.4%）

うち、月150時間を超えるもの：653事業場（5.8%）

うち、月200時間を超えるもの：124事業場（1.1%）

② 賃金不払残業があったもの：2,118事業場（8.0%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5,691事業場（21.5%）

3. 主な健康障害防止に関する指導の状況（1.のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分ため改善を指導したもの：12,890事業場（48.6%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したものの：4,016事業場（15.1%）

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59983.html

「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達が公表されました

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

◆認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとすることとされています。

※昭和52年通知の内容

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

(2) (1)の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

◆船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

◆施行日

令和7年10月1日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」】

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S001_0.pdf

